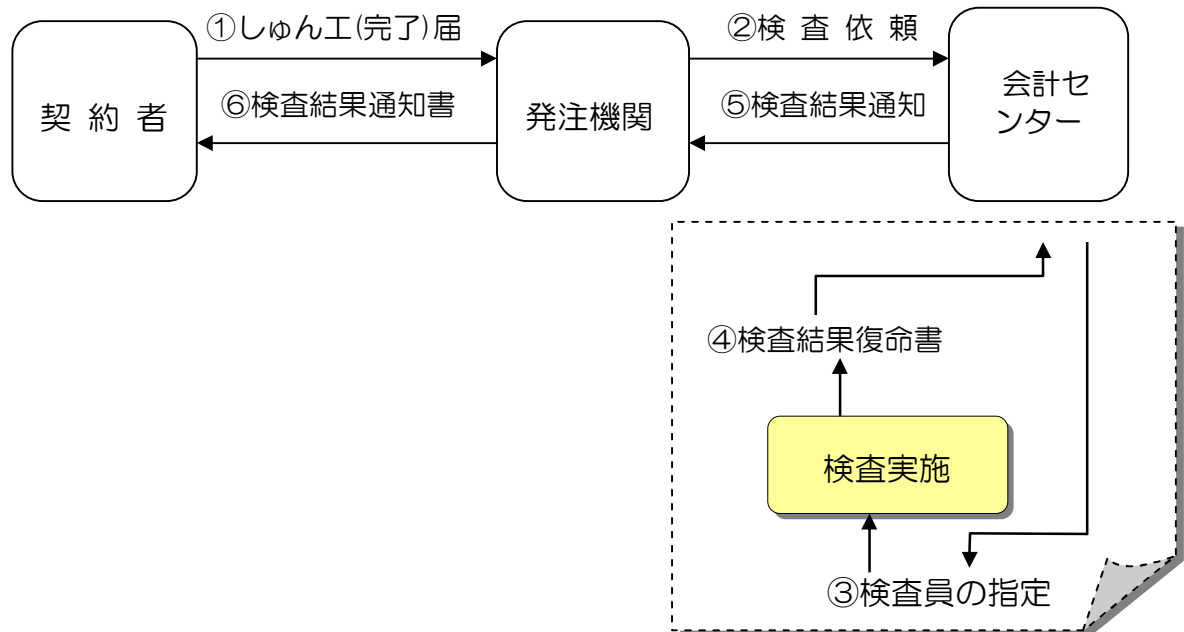


# H7 会計局が行う工事検査等 の事務処理について

初版 平成22年7月

# 会計局が行う工事検査等の事務処理について

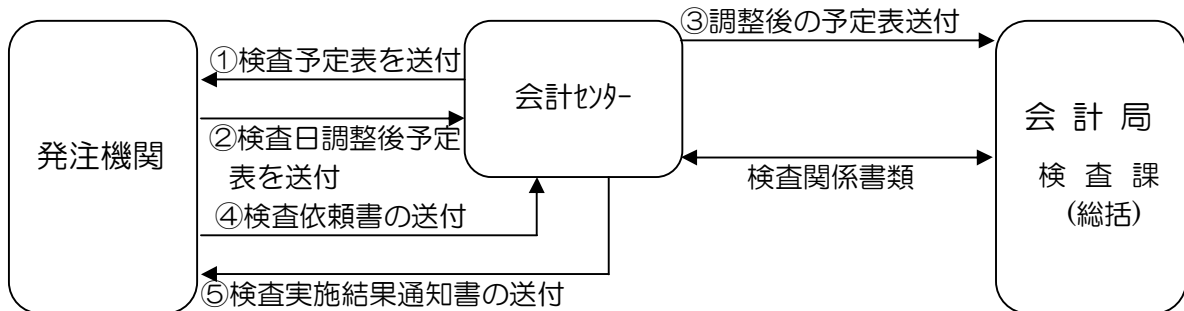
## 1. 基本フロー



- ① 「しゅん工(完了)検査」は、契約者からしゅん工(完了)届の提出があった場合
- ② 発注機関の長は、会計センター所長に次の検査等を依頼する。(検査要綱第5条1項)  
(指導監査要領第5(1))  
「しゅん工(完了)検査」  
「中間検査」；発注機関の長が必要と認めた場合  
「指導監査」；発注機関の長が必要と認めた時期
- ③ 会計センター所長は、次の検査等の検査員（監査員）を指定する。(検査要綱第6条1項、2項) (指導監査要領第5(2)) (建設工事抜き打ち検査要領第4)  
「抜き打ち検査」；会計センター所長が必要と認めた場合
- ④ 検査員（監査員）は、検査等を実施し、その結果を会計センター所長に復命する。  
(検査要綱第8条1項) (指導監査要領第5(4)) (建設工事抜き打ち検査要領第6(4))
- ⑤ 会計センター所長は、検査等の実施結果について発注機関の長に通知する。(検査要綱第8条2項) (指導監査要領第5(5)) (建設工事抜き打ち検査要領第6(5))
- ⑥ 発注機関の長は、検査等の実施結果について契約者に通知する。(検査要綱第8条3項) (指導監査要領第5(6)) (建設工事抜き打ち検査要領第6(6))

## 2. 検査予定等の調整

「検査等予定表」及び検査依頼書の送付を次のフローにより行う。



- ① 会計センターは、翌月の予定表を**毎月20日頃までに**、発注機関へ電子メールで送付する。
- ② 発注機関は、検査等の日程を調整し**月末までに**、会計センターへ予定表を電子メールで送付する。  
但し、特殊な工事の検査は、翌々月の予定表を同様に提出する。  
(例；発電設備、特殊通信設備 等)
- ③ 会計センターは、各発注機関からの調整後の予定表を、会計局検査課へ電子メールで送付する。  
※ (変更があった場合は、遅延なく上記①～③の手続きをとる。)
- ④ 発注機関は、会計センターへ検査依頼書にしゅん工(完了)届の写し(1部)を添えて送付する。
- ⑤ 会計センターは、発注機関へ検査実施結果通知書を送付する。

会計局検査課・会計センターの電子メールアドレス／TEL(直通)／FAX

東信会計センター	E-mail : <a href="mailto:kensa-toshin@pref.nagano.lg.jp">kensa-toshin@pref.nagano.lg.jp</a> TEL : 0267-63-3062 FAX : 0267-63-3169
南信会計センター	E-mail : <a href="mailto:kensa-nanshin@pref.nagano.lg.jp">kensa-nanshin@pref.nagano.lg.jp</a> TEL : 0265-76-6874 FAX : 0265-76-6878
中信会計センター	E-mail : <a href="mailto:kensa-chushin@pref.nagano.lg.jp">kensa-chushin@pref.nagano.lg.jp</a> TEL : 0263-40-1985 FAX : 0263-40-1988
北信会計センター	E-mail : <a href="mailto:kensa-hokushin@pref.nagano.lg.jp">kensa-hokushin@pref.nagano.lg.jp</a> TEL : 026-234-9558 FAX : 026-234-9555
検査課 (総括)	E-mail : <a href="mailto:kensa@pref.nagano.lg.jp">kensa@pref.nagano.lg.jp</a> TEL : 026-235-7360 FAX : 026-235-7472